岩国市高性能林業機械レンタル等支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

　　令和５年４月１日

岩国市長　福　田　良　彦

　　　岩国市高性能林業機械レンタル等支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、林業経営体の森林整備の効率化と労働力の軽減を図るため、高性能林業機械のレンタル及びリース（以下「レンタル等」という。）に係る経費の一部を補助することを目的として、予算の範囲内で岩国市高性能林業機械レンタル等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、岩国市補助金等交付規則（平成18年規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。

⑴　市内に事業所を有する林業経営体（個人事業主を含む。）

⑵　市税の滞納がない者

⑶　森林法（昭和26年法律第249号）第５条に規定する地域森林計画の市内の対象森林において、補助金の申請年度内に適法に２ヘクタール程度の間伐等の伐採を行う者

　（補助対象事業）

第３条　補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が市内で実施する間伐及び森林法等の法律に基づいた伐採に伴う素材の伐倒、搬出、積込み等のため、民間のレンタル等の会社から次に掲げる高性能林業機械を借り受ける事業とする。

⑴　フェラーバンチャ

⑵　スキッダ

⑶　プロセッサ

⑷　ハーベスタ

⑸　フォワーダ

⑹　タワーヤーダ

⑺　スイングヤーダ

⑻　グラップルローダ作業車

⑼　グラップルローダ付トラック

⑽　グラップルソー

⑾　自走式搬器

⑿　その他市長が認めるもの

（補助対象経費）

第４条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業のレンタル等に係る経費（基本料金、機材運搬費及び補償料を含む。）とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費に２分の１を乗じて得た額とし、１林業経営体当たり100万円を限度とする。ただし、国、山口県その他地方公共団体等による同様の補助金等の交付を受けているときは、補助対象経費からこれを除くものとする。

２　補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除くものとし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が補助金の交付申請のために市長に提出する書類は、次のとおりとする。

⑴　岩国市高性能林業機械レンタル等支援事業費補助金交付申請書（様式第１号）

⑵　高性能林業機械のレンタル等に係る契約書又は領収証及び明細書の写し

⑶　機材運搬費及び補償料の明細を確認できる書類

⑷　事業計画書（様式第２号）

⑸　収支内訳書（様式第３号）

⑹　市税の滞納がないことを証する書類

⑺　その他市長が必要と認める書類

２　前項の交付申請を行う場合において、レンタル等の期間が複数年度にわたるときは、補助対象経費の支払をした日の属する年度ごとに行うものとする。

　（交付決定等）

第７条　市長は、前条の交付申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）し、岩国市高性能林業機械レンタル等支援事業費補助金交付決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の審査により補助金の交付が適当でないと認めたときは、岩国市高性能林業機械レンタル等支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第５号）により申請者に通知するものとする。

　（補助事業の変更）

第８条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更しようとするときに市長に提出する書類は、次のとおりとする。

⑴　岩国市高性能林業機械レンタル等支援事業費補助金変更承認申請書（様式第６号）

⑵　変更理由書

⑶　高性能林業機械のレンタル等に係る変更契約書又は領収証及び明細書の写し

⑷　変更後の機材運搬費及び補償料の明細を確認できる書類

⑸　事業計画書（様式第２号）

⑹　収支内訳書（様式第３号）

⑺　その他市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助事業の内容の変更を承認し、岩国市高性能林業機械レンタル等支援事業費補助金変更承認通知書（様式第７号）により補助事業者に通知するものとする。

３　市長は、前項の審査により補助金の内容の変更が適当でないと認めたときは、岩国市高性能林業機械レンタル等支援事業費補助金変更不承認通知書（様式第８号）により補助事業者に通知するものとする。

　（実績報告）

第９条　補助事業者が補助事業を完了したときに市長に提出する書類は、次のとおりとする。

⑴　岩国市高性能林業機械レンタル等支援事業費補助金実績報告書（様式第９号）

　⑵　事業実績書

　⑶　収支決算書（様式第10号）

　⑷　高性能林業機械を使用し、施業した森林の位置図

⑸　施業前後の写真

　⑹　その他市長が必要と認める書類

　（補助金の額の確定）

第10条　市長は、前条の実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定したときは、岩国市高性能林業機械レンタル等支援事業費補助金確定通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条　前条の通知を受けた補助事業者が請求のために市長に提出する書類は、岩国市高性能林業機械レンタル等支援事業費補助金請求書（様式第12号）とする。

　（決定の取消し）

第12条　市長は、補助事業者が規則第18条第１項各号及び次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　補助事業を中止し、又は廃止したとき。

⑵　補助事業者が第２条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

（補助金の返還）

第13条　市長は、交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

２　市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超えた額の返還を命ずるものとする。

（補助金の返還の免除）

第14条　市長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の返還の免除をすることができる。

⑴　災害、病気その他本人の責めに帰することができない事由により、補助事業者が補助事業を中止し、若しくは廃止し、又は第２条第３号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

⑵　その他市長が補助金の返還を要しない特別な事情があると認めたとき。

（その他）

第15条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。